

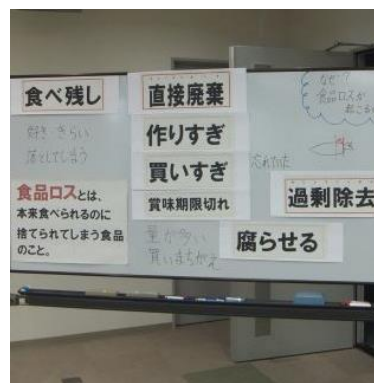
## 令和3年度消費生活センター「主要事業」について

## 1 講座・講演会

暮らしの巡回講座・連携事業及び主催事業は、定員を会場の規定の半分以上としたうえで、例年並みの実施回数を予定している。講座の内容や対象者によるが、緊急事態宣言下においても、感染対策を施した上で可能な限り実施している。

実施時期	事業名	対象	事業概要	今年度実績等
通年	暮らしの巡回講座・連携事業	全年齢	市民や関係団体からの依頼で行う出張講座。消費者トラブル防止講座の他、省エネ等が学べる暮らしに役立つ消費生活情報などがある。	年間112回実施予定 「悪質商法の被害と対処法」他
7/29	夏休み小学生講座	小学 4年生 5年生	市内小学校教員6名と連携し、食品ロスについて親子で学ぶ講座を実施した。	【親子で話そう食品ロス】 午前…4年生、6組14人 午後…5年生、5組11人
9/2	消費生活講座①	一般	江戸時代のリサイクルと現代の食品ロスについて、トイレの歴史を紐解きながら楽しく学ぶ講座を実施。(落語：書割盗人)	【落語と講話で学ぶ 江戸のリサイクルと現代の食品ロス】 参加18名(申込27名)
10月	悪質商法等被害防止講演会	高齢者 障害者	悪質商法について学ぶ手話通訳付き講座。学びの後は、落語と講話でひと笑い。	【落語鑑賞と悪質商法のはなし】 10/20 消費生活センター (9/30現在満席)
		高齢者 障害者	警察・コミュニティセンターと連携して電話de詐欺と悪質商法について学ぶ。手話通訳付きの講座で、市内2カ所で開催。	【思わずうなずく！詐欺と悪質商法の話】 10/26 鎌取コミュニティセンター 10/27 都賀コミュニティセンター
8 月 1 月	千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業	若年者 向け1	県のあっせんでマッチングした市内消費者団体等と千葉市が協働で行う事業。  今年度は、 ①淑徳大学コミュニティ政策学部消費者法研究室 ②千葉県生活協同組合連合会 ③NPO法人消費者市民サポートちばと連携し、計3事業を実施する。	①【大学生のための消費生活に関するワークショップ】 (基礎編) 9/18、10/16 (実践編) 11/20、12/4 座学形式の基礎編で消費者トラブルや持続可能な消費行動について学び、ワークショップ形式の実践編で、消費者教育に関するコンテンツの制作等を行う。
		若年者 向け2		②【成年年齢引き下げで何がかわるの？～来春から大人になるあなたへ～】 11/27 YouTube配信 第一部 大学生のトークタイム！ 第二部 若者の消費者トラブルって？！
		見守活動 従事者向		③【高齢者を悪質商法から守る見守りのヒント！】12/9
2月	消費生活講座②	一般	日本FP協会千葉支部、千葉市生涯学習センターと共催で、金融に関する講座を実施する。	2/23 生涯学習センターホールにて実施予定

## 夏休み小学生講座



## 江戸のリサイクルと現代の食品ロス



## 2 学校での消費者教育

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者の消費者トラブルが増加することが危惧されている。若年者に対して、広く消費者教育を行うには、学校での消費者教育は特に有効であると考えている。消費者教育研究推進校事業では、中学校と高等学校を推進校に指定し、引き続き事業を展開する。また、不登校の児童・生徒に対しての取組みも併せて行う。

実施時期	事業名	対象	事業概要	今年度実績等
通年	消費者教育研究推進校事業	中学生 高校生	毎年度、市立学校から2校を指定し、家庭科や社会科などの授業において消費者教育を充実させる取り組みを行う。今年度はさつきが丘中学校と市立千葉高等学校で実施する。	11月以降に授業実施予定
通年	適応指導教室における出前授業	小学生 中学生	SNS・スマホトラブルや、契約、フェアトレードなど消費生活に関する出前授業を行う。 (※適応指導教室：不登校の児童・生徒に対して学校生活への復帰を目指すサポートを行っている。各区1カ所。)	年間15回実施予定 【テーマ例】 「スマートフォン・インターネットトラブルにあわないために」 「君も消費者 契約ってなんだろう？」 「それでも君は激安Tシャツを買いますか？」
7月1月	消費者教育ポスター	小学生 中学生	夏休み中の課題として、消費者教育に関するポスターを募集する。優秀作品を区役所、商業施設等で展示するほか、優秀作品をあしらった啓発品を作成し、市立小中学校に配布する。	【テーマ】「賢い消費者になろう」 【応募数】小学生56作品 中学生23作品

## 出前授業



## 消費者教育ポスター



### 3 情報・資料配布等

消費者被害の防止やセンター機能周知のため、情報紙やチラシ等の配布を行う。印刷物の配布と同時に、ホームページでも公開する。市政だより1月号折込の暮らしの情報いずみ特集号では、成年年齢引き下げに関する記事を集める予定である。

実施時期	事業名	対象	事業概要	今年度実績等
通年	暮らしの情報いずみ	一般	A 3両面二つ折り。隔月（奇数月）発行。 消費生活に関する情報や最新の契約トラブル等について掲載している。希望する医療機関、自治会、企業、団体、個人等に送付するほか、区役所等に配架している。 特集号は市政だより折り込みタブロイド判4頁で、市内全世帯に配布する。令和3年度は1月号を予定している。	【通常版】 5月号 消費生活相談って何だろう？ 通話録音装置の設置経費補助他 7月号 成年年齢引き下げ 食中毒にならないための行動他 9月号 悪質商法被害防止キャンペーン リチウムイオン電池製品他 …以降、奇数月発行 【特集号】 市政だより1月号折込予定
通年	消費者被害注意報	見守活動 従事者向	A 4両面。隔月（偶数月）発行。最新の消費者被害とその対処法について掲載している。主に、民生児童委員等見守り活動者向けに配布している。	4月号 ワクチン詐欺 プリペイド型電子マネー 6月号 健康食品を買う前に 模倣サイト 8月号 特定商取引法改正 コロナ禍の葬儀 …以降、偶数月発行
通年	高齢者向け啓発品作成	高齢者	商品・サービスの契約トラブル防止の啓発及び、消費生活センターの相談専用電話を周知するため啓発品を作成し、高齢者に配布する。	相談専用電話番号を印刷したフードクリップを作成中。 (参考) 令和2年度…マスクケース他
9月	関東甲信越ブロック共同キャンペーン(高齢者)	高齢者	高齢者向け啓発チラシを作成、配布した。(区役所、公民館等)	【関連事業】 悪質商法等被害防止講演会 9/20「落語鑑賞と悪質商法のはなし」 9/26・27「詐欺と悪質商法の話」
1～3月	関東甲信越ブロック共同キャンペーン(若	若年者	若者向け啓発チラシを作成し、学校(中学校、市立高等学校等)や区役所、図書館、自動車教習所等に配布する。	(実施予定)

#### 4 消費者対策事業

(1) 迷惑電話等防止機器設置助成

予約件数 189件 ※9月30日現在

11月8日～2次募集開始

(2) 相談事業

消費生活相談、多重債務者特別相談

(3) 立入調査・立入検査

生活関連商品等価格調査、単位価格表示調査、法律に基づく表示調査（製品安全4法と家庭用品品質表示法に基づく立入検査）

#### 5 計量検査業務

(1) 特定計量器定期検査

対象区域：花見川区・稲毛区・美浜区

(2) 立入検査

ア 特定計量器立入検査

ガソリンスタンド等の燃料油メーター ※実施予定

イ 商品量目立入検査

中元期（6月～8月）・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

年末期（10月～12月）・・・実施予定

(3) 普及啓発

家庭用計量器無料検査・・・11月実施予定